

# 解体工事業に係る経過措置終了に伴う経営事項審査の申請について

平成 28 年 6 月 1 日に解体工事業が新設されたことに伴う経過措置が、令和元年 5 月 31 日に終了します。

これに伴い、令和元年 6 月 1 日以降に「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の経営事項審査を受審する場合、申請書類の記載方法、必要書類等が変更となりますのでお知らせします。

## 1 経営事項審査における経過措置（平成 28 年 6 月 1 日～令和元年 5 月 31 日）について

### 総合評定値（P 点）について

「とび・土工・コンクリート工事」又は「解体工事」を受審する場合、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値も算出

⇒ 令和元年 6 月 1 日以降は、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値を算出しません。

### 技術職員について

「とび・土工・コンクリート工事」及び「解体工事」を受審する場合、「とび・土工・コンクリート工事業」及び「解体工事業」の技術職員（同一人）を 1 業種としてカウントして、さらにもう 1 業種の技術職員として認める

⇒ 令和元年 6 月 1 日以降は、他の業種と同様、技術職員 1 人につき申請できるのは 2 業種までとなります。

## 2 経過措置終了後の申請手続について

### (1) 申請書類の記載について

#### 工事種類別（元請）完成工事高（別紙 1）

業種コード『300（とび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置））』の記入は不要です。

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度 自 2 9 年 0 4 月 至 3 0 年 0 3 月	審査対象事業年度 自 3 0 年 0 4 月 至 3 1 年 0 3 月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均
法面処理工事	年度の前々審査 対象事業年度	年度の前々審査 対象事業年度	
令和元年 5 月 31 日までの申請分	15 16 20	令和元年 6 月 1 日以降の申請分	40 45
「とび・土工・コンクリート工事業」又は「解体工事業」を受審する場合、「300 とび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）」の記入が <b>必要</b>		「300 とび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）」の記入は <b>不要</b>	
解体工事	年度の前々審査 対象事業年度	年度の前々審査 対象事業年度	
3 2 3 0 0	6 10 1 1 0 0 0	15 16 20 6 0 0 0	25 26 30 1 5 0 0 0
工事の種類 とび・土工・コンクリート 解体工事（経過措置）	完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 11,000×12/12=11,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 6,000×12/12=6,000	

## 技術職員名簿(別紙2)

業種コード『99(とび・土工・コンクリート・解体工事(経過措置))』は、記入できません。

(例)「01 土工」「05 とび・土工・コンクリート工事」「29 解体工事」を審査対象とし、平成27年度までに1級土木施工管理技士に合格した者(解体工事に関し1年以上の実務経験がなく、登録解体工事講習を未受講の場合)

令和元年5月31日までの申請分

「とび・土工・コンクリート工事」及び「解体工事」を受審する場合、業種コード「99」を記入することで、両方の技術者として評価

〔補足〕経過措置に係る有資格区分コード(アルファベットを含むコード)については、技術者に係る経過措置が終了する令和3年3月31日まで使用可能

通番	掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1		京都 太郎	昭和 26 年 2 月 5 日	68	01	1131	1	99	11C1	1	0999999999
2			年 月 日	62							
3											

令和元年6月1日以降の申請分

業種コード「99」は記入できず、評価対象としたい業種のコード(「01」、「05」、「29」のうち2つを選択)を記入

## (2) 提出書類(工事経歴書)について

「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の総合評定値の算出にあたり、「その他工事」に含まれる「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の完成工事高の確認が必要な場合については、当該工事に係る工事経歴書の作成が必要でしたが、令和元年6月1日以降は、作成不要です。詳細は、以下の表を御確認ください。

受審業種		受審時に必要な工事経歴書	
とび・土工・コンクリート	解体	令和元年5月31日までの申請分	令和元年6月1日以降の申請分
○	○	「とび・土工・コンクリート工事」の工事経歴書 及び「解体工事」の工事経歴書	
○	×	「とび・土工・コンクリート工事」の工事経歴書 及び「その他工事(解体工事分)」の工事経歴書	「とび・土工・コンクリート工事」 の工事経歴書
×	○	「解体工事」の工事経歴書 及び 「その他工事(とび・土工・コンクリート工事分)」 の工事経歴書	「解体工事」の工事経歴書

## 3 その他

- 令和元年6月1日以降は、経過措置とび・土工事業者が解体工事の実績を有している場合でも、解体工事業の許可がなければ、業種間積み上げをすることはできません。